

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行												
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第八十三条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第九まで（現行のとおり）</p> <p>別表第十 公害防止管理者の資格要件（第四十九条関係）</p> <table border="1" data-bbox="273 552 1068 1150"> <thead> <tr> <th data-bbox="273 552 557 639">区 分</th> <th data-bbox="557 552 1068 639">資 格 要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="273 639 557 1023">東京都一種公害防止管理者</td> <td data-bbox="557 639 1068 1023"> 一 次の各号のいずれかに該当する者を対象に行う一種公害防止管理者講習を修了した者 (一)（現行のとおり） (二) ガス事業法第二十六条第二項に定める甲種ガス主任技術者免状又は乙種ガス主任技術者免状を有する者 (三)から(四)まで（現行のとおり） 二から四まで（現行のとおり） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="273 1023 557 1150">東京都二種公害防止管理者</td> <td data-bbox="557 1023 1068 1150">（現行のとおり）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第十一から別表第二十まで（現行のとおり）</p> <p>別記一号様式から第三十九号様式まで（現行のとおり）</p>	区 分	資 格 要 件	東京都一種公害防止管理者	一 次の各号のいずれかに該当する者を対象に行う一種公害防止管理者講習を修了した者 (一)（現行のとおり） (二) ガス事業法第二十六条第二項に定める甲種ガス主任技術者免状又は乙種ガス主任技術者免状を有する者 (三)から(四)まで（現行のとおり） 二から四まで（現行のとおり）	東京都二種公害防止管理者	（現行のとおり）	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第八十三条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第九まで（略）</p> <p>別表第十 公害防止管理者の資格要件（第四十九条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1140 552 1935 1150"> <thead> <tr> <th data-bbox="1140 552 1424 639">区 分</th> <th data-bbox="1424 552 1935 639">資 格 要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1140 639 1424 1023">東京都一種公害防止管理者</td> <td data-bbox="1424 639 1935 1023"> 一 次の各号のいずれかに該当する者を対象に行う一種公害防止管理者講習を修了した者 (一)（略） (二) ガス事業法第三十二条第二項に定める甲種ガス主任技術者免状又は乙種ガス主任技術者免状を有する者 (三)から(四)まで（略） 二から四まで（略） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 1023 1424 1150">東京都二種公害防止管理者</td> <td data-bbox="1424 1023 1935 1150">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第十一から別表第二十まで（略）</p> <p>別記一号様式から第三十九号様式まで（略）</p>	区 分	資 格 要 件	東京都一種公害防止管理者	一 次の各号のいずれかに該当する者を対象に行う一種公害防止管理者講習を修了した者 (一)（略） (二) ガス事業法第三十二条第二項に定める甲種ガス主任技術者免状又は乙種ガス主任技術者免状を有する者 (三)から(四)まで（略） 二から四まで（略）	東京都二種公害防止管理者	（略）
区 分	資 格 要 件												
東京都一種公害防止管理者	一 次の各号のいずれかに該当する者を対象に行う一種公害防止管理者講習を修了した者 (一)（現行のとおり） (二) ガス事業法第二十六条第二項に定める甲種ガス主任技術者免状又は乙種ガス主任技術者免状を有する者 (三)から(四)まで（現行のとおり） 二から四まで（現行のとおり）												
東京都二種公害防止管理者	（現行のとおり）												
区 分	資 格 要 件												
東京都一種公害防止管理者	一 次の各号のいずれかに該当する者を対象に行う一種公害防止管理者講習を修了した者 (一)（略） (二) ガス事業法第三十二条第二項に定める甲種ガス主任技術者免状又は乙種ガス主任技術者免状を有する者 (三)から(四)まで（略） 二から四まで（略）												
東京都二種公害防止管理者	（略）												